

# 令和3年第22回(12月) 上越市選挙管理委員会定例会

- 1 日 時 令和3年12月1日(水) 午前10時
- 2 場 所 上越市役所 木田第2庁舎 4階 401会議室
- 3 付議事項
  - 議案第100号 選挙人名簿の抹消について
  - 議案第101号 選挙人名簿の登録について
  - 議案第102号 各種請求を行うに必要な連署者数について
  - 議案第103号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について
  - 議案第104号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について
  - 議案第105号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について
- 4 協議事項
  - 協議1 上越市長選挙等における選挙事務の検証について
- 5 報告事項
  - 報告1 衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査、上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙の「選挙の記録」の作成について
  - 報告2 上越市長選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表について
  - 報告3 専決処分した内容について
- 6 その他
  - (1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和32年度 明るい選挙啓発標語コンクール 選管委員長賞  
「18才になりました。若い力 勇気をもって投票へ」 古城小学校5年 星野 憩 さん

議案第 100 号 選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者及び同条第 2 号の転出者等を選挙人名簿から抹消する。

令和 3 年 12 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 3 年 10 月 30 日 から 令和 3 年 11 月 30 日 の間の	死亡者数 A	146	112	258
	転出者数 B	129	91	220
	職権消除者数 C	0	0	0
抹消者数 (A+B+C) D		275	203	478

議案第 101 号 選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 19 条第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり選挙人名簿の登録を行う。

令和 3 年 12 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回定時登録日（令和 3 年 9 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	77,667	81,527	159,194
A 欄定時登録にかかる補正登録者数 B	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 選挙時登録における新規登録者数 C	381	300	681
C 欄選挙時登録にかかる補正登録者数 D	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 抹消者数 E	670	579	1,249
今回定時登録における新規登録者数 F	223	191	414
差引登録者数 (A+B+C+D-E+F) G	77,601	81,439	159,040

議案第 102 号 各種請求を行うに必要な連署者数について

令和 3 年 12 月 1 日現在の定時登録における選挙人名簿登録者数が確定したことにより、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等に規定する各種請求を行うに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	選挙人名簿登録者数	159,040 人
2	選挙権を有する者の総数 50 分の 1 の数	3,181 人
3	選挙権を有する者の総数 6 分の 1 の数	26,507 人
4	選挙権を有する者の総数 3 分の 1 の数	53,014 人

(12 月 1 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連署者数
条例の制定又は改廃請求	地方自治法第 74 条第 1 項	50 分の 1
監査請求	地方自治法第 75 条第 1 項	〃
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項	〃
合併協議会設置否決市町村に対する合併協議会設置についての投票請求	市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項	6 分の 1
議会の解散請求	地方自治法第 76 条第 1 項	3 分の 1
議員の解職請求	地方自治法第 80 条第 1 項	〃
首長の解職請求	地方自治法第 81 条第 1 項	〃
副市長等の解職請求（副市長、選管委員、監査委員）	地方自治法第 86 条第 1 項	〃
教育長又は教育委員の解職請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項	〃

議案第 103 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について

上越市市民投票条例施行規則（平成 21 年規則第 11 号）第 4 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者、同条第 2 号の国籍喪失者及び永住外国人資格喪失者、同条第 3 号の転出者、同条第 4 号の在外選挙人名簿への登録者、同条第 5 号の登録されるべきでなかった者を投票資格者名簿から抹消する。

令和 3 年 12 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 3 年 9 月 1 日 から 令和 3 年 11 月 30 日 の間の	死亡者数 A	332 (0)	321 (0)	653 (0)
	国籍喪失者数 B	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	永住外国人 資格喪失者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	転出者数 D	338 (0)	261 (3)	599 (3)
	在外選挙人 名簿登録者 E	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	職権消除者数 F	0 (0)	0 (0)	0 (0)
抹消者数 (A+B+C+D+E+F) G		670 (0)	582 (3)	1,252 (3)

注：表中「男」「女」「計」の( )の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 104 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について

上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり投票資格者名簿の登録を行う。

令和 3 年 12 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回の登録日（令和 3 年 9 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	77,788 (121)	81,937 (410)	159,725 (531)
前回登録日から今回までの間の抹消者数 B	670 (0)	582 (3)	1,252 (3)
前回登録日から今回までの間の 補正登録者、職権回復者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
今回の新規登録者数 D	613 (9)	497 (6)	1,110 (15)
令和 3 年 12 月 1 日現在の名簿登録者数 (A-B+C+D) E	77,731 (130)	81,852 (413)	159,583 (543)

注：表中「男」「女」「計」の（ ）の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 105 号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について

令和 3 年 12 月 1 日現在の上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定による投票資格者名簿登録者数が確定したことにより、上越市自治基本条例（平成 20 年条例第 3 号）第 39 条第 2 項及び第 7 項に規定する市民投票の実施を請求するに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	投票資格者名簿登録者数	159,583 人
2	投票資格を有する者の総数 50 分の 1 の数	3,192 人
3	投票資格を有する者の総数 4 分の 1 の数	39,896 人

(12 月 1 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連 署 者 数
市長に対して市民投票の実施を請求することができる総数	上越市自治基本条例第 39 条第 2 項	50 分の 1
市長が速やかに市民投票を実施しなければならない総数	上越市自治基本条例第 39 条第 7 項	4 分の 1

## 協議 1 上越市長選挙等における選挙事務の検証について

10月31日に執行した上越市長選挙等において、管理執行上問題となった事案について、問題の当事者である市選挙管理委員会だけでなく、第三者的な立場からの検証が必要と判断し、市に協力を求めた結果、投票用紙の交付誤り、投票状況確定速報の訂正、開票結果の確定遅延について、以下のとおり検証結果の報告があった。

については、本報告を受け、選挙管理委員会として検証結果の内容を確認する。

### 1 市の検証結果 別紙1のとおり

## 報告 1 衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査、上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙の「選挙の記録」の作成について

衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査、上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙の各種データをまとめた「選挙の記録」を作成したので、次のとおり報告する。

- 1 作成日 令和3年12月10日（金）
- 2 内 容 別紙2のとおり
- 3 公表方法 市ホームページ

## 報告 2 上越市長選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表について

令和3年10月31日執行の上越市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり告示により公表したことを報告する。

- 1 収支報告書の要旨 別紙3のとおり
- 2 告示日 令和3年11月26日



### 報告 3 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成 24 年上越市選挙管理委員会規程第 2 号）第 2 条第 6 号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

#### 1 告 示

告示番号	告示日	件 名
77	令和 3 年 11 月 5 日	令和 3 年第 21 回（11 月）上越市選挙管理委員会定例会の開催について
78	令和 3 年 11 月 26 日	令和 3 年第 22 回（12 月）上越市選挙管理委員会定例会の開催について
79	令和 3 年 11 月 26 日	上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表について